

【以下余白】

2012 年度

憲法問題用紙

注 意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。(黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。)
3. この問題冊子は4ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

I. Aは、外国旅行から帰国し、国際空港で税関の旅具検査場を通過しようとしたところ、旅行中に個人使用の目的で購入したわいせつ表現物を税関職員に発見され検挙された。税関長は、当該表現物が、関税法 69 条の 11 第 1 項 7 号に該当するとして、Aに通知し、犯則の心証を得たので、関税法 138 条 1 項に基づき、罰金に相当する金額と当該表現物を税関に納付すべき旨を通告した。ところが、Aがこれに従わなかったため、同税関長は関税法 139 条に基づき検察官に告発し、Aは捜査の上起訴された。

(1) Aは、自分が無罪であるとして、どのような憲法上の主張をなすか。

(2) これに対して、検察官側はどのような反論をなすか。

解答は、青色の解答用紙(その1)の(1)・(2)の欄にしるせ。(各 750 字以内)

[参照条文] 関税法

69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

7 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（次号に掲げる貨物〔児童ポルノ〕に該当するものを除く。）

109 条 2 項

第 69 条の 11 第 1 項第 7 号から第 10 号までに掲げる貨物を輸入した者は、10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

同条 3 項

〔前項〕の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

同条 5 項

第 2 項の罪を犯す目的をもってその予備をした者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

138 条 1 項

税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。〔但書きは省略〕

139 条

犯則者が、前条第 1 項の通告を受けた場合において、20 日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。但し、20 日を過ぎても告発前に履行した場合は、この限りではない。

II. 下記の(1)・(2)につきその内容をそれぞれ説明しなさい。

(1) 憲法 92 条に規定されている、地方自治の本旨について

(2) 憲法 31 条に規定されている、法定の手続の保障について

解答は、茶色の解答用紙(その2)の(1)・(2)の欄にしるせ。(各 500 字以内)